



# 福祉タイムズ

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



## 特集

**地域で活躍する福祉人材の育成を目指して**  
～介護支援専門員法定研修ファシリテーター養成事業から～

**NEWS&TOPICS** P 4 令和6年能登半島地震にかかる本会の県外災害支援活動

**連載** P 6 ハザマの福祉課題 最終回

**県社協のひろば** P 9 誰もが自分らしさを大切にできる地域をつくるために  
更生福祉施設協議会「地域福祉推進を考えるセミナー」開催

## 今月の表紙

特殊詐欺撲滅をテーマに高齢者施設などで寸劇を行っている市民団体「お笑いジーバー劇団」のみなさん。楽しい演技が印象に残り、詐欺被害の防止に貢献している。

【詳しくは12面へ】  
撮影：菊地信夫

# 地域で活躍する福祉人材の育成を目指して

## ～介護支援専門員法定研修ファシリテーター養成事業から～

本県では令和3年頃から人口減少が始まり、少子高齢化が本格化しています。単身高齢者世帯や認知症の方も増えています。一方で、医療技術の進歩等により、いわゆる元気な高齢者も多く、生活スタイルは多様化しています。

今後さらなる環境の変化が想定される中で、尊厳ある自分らしい生活を地域で支えていくためのキーパーソンとして、介護支援専門員（ケアマネジャー）に期待が寄せられます。本会では、介護支援専門員が専門性と誇りをもって地域で活躍することが、誰もが尊厳ある自分らしい生活ができる地域づくりにつながると考えています。

### 地域包括ケアシステムの要となる介護支援専門員

介護支援専門員は、介護が必要な高齢者やその家族が抱える様々な生活課題に対して支援する専門職です。

高齢者やその家族が異なる価値観や生活ニーズを持つことを理解した上で、対話や課題分析を重ね、将来の可能性と課題を考慮して、その人の状況に応じた最適な支援を提案します。そのため介護支援専門員は、専門的な知識と技術を持ち、豊かなコミュニケーション力を駆使して、他の専門職に加え、ボランティアや地域住民等との様々な地域ネットワークをつくりまします。

介護支援専門員はその役割を果たすため、資格取得時には試験合格に加えて約87時間の研修を受け、取得後も5年ごとに46～88時間の更新研修を受けています。その他、自主的な研修や勉強会へ参加したり、定期的にスーパービジョンを受けて、自己研さんをする介護支援専門員は少なくありません。

現在、少子高齢化や人口減少により、福祉や医療のサービスを地域全体で総合的に提供する地域包括ケアシステムの充実が求められています。高齢者やその家族の生活に向き合い、地域ネットワークをつくり、専門職としての研さんを深めている介

護支援専門員が、その一翼を担うキーパーソンであることは間違いありません。

### 演習助言者（ファシリテーター）から次世代の地域リーダーへ

本会では、介護支援専門員が資格取得または資格更新をするための法定研修等を実施しています。この法定研修において、受講生が専門性を修得し、さらにブラッシュアップしていくためには、講師や演習助言者が、いかに受講者に関わるかに左右されるといっても過言ではありません。現在、協力いただいている演習助言者は各地域で福祉や医療等のネットワークでも活躍している方たちで、介護支援専門員としての長年の経験に裏付けられた専門性により、質の高いサポートを提供いただいています。

本会としては、この方たちの積み重ねられた専門性・経験・知見を、次世代にいかに関引き継いでいくかが課題でした。介護支援専門員への期待がますます高まる中で、専門性のさらなる向上と、そのための演習助言者を養成すること、そして地域のネットワークにおけるリーダー的な存在として介護支援専門員が活躍していくことが、誰もがその人らしく尊厳ある生活ができる地域づくりにつながるものと考えています。

### 演習助言者養成研修～地域リーダーへの道を見据えて～

令和4年度に「介護支援専門員法定研修ファシリテーター養成事業」を立ち上げました。法定研修の演習助言者としての経験を通じて、地域ネットワークのリーダー的な介護支援専門員になるためのステップを踏む機会を提供していくプロジェクトです。

本年度までに、次の4点の取り組みを行いました。

#### ①プロジェクトの立ち上げ

県内で活躍している介護支援専門員と共に、介護支援専門員の養成や



演習助言者養成研修で、自身の姿勢や専門性を振り返り、考えを言語化して周囲に目を配り、伝え気付けてもらうアプローチを試行錯誤する様子



育成の視点、学びの環境や体制、演習助言者の定義や役割等について議論を重ねました。

## ②「演習助言者として求められるもの」に関する調査・分析

講師・演習助言者の経験者に対してアンケートを実施し「演習助言者に必要な知識・技術・姿勢」や「演習助言者の経験が介護支援専門員の実践に活かされているエピソード」などを調査しました。その分析から「演習助言者に求められる9つのこ

と」をまとめました。

## ③演習助言者養成研修のプログラム検討・実施

「演習助言者に求められる9つのこと」を学び、深める2日間の研修プログラムを構築し、実施しました。この中で、地域ネットワークのリーダーとしての期待も伝えていきます。

## ④実践トレーニングの実施

この研修修了者に対し、法定研修の中でトレーナーに指導・助言をもらいながら、演習助言者として実践

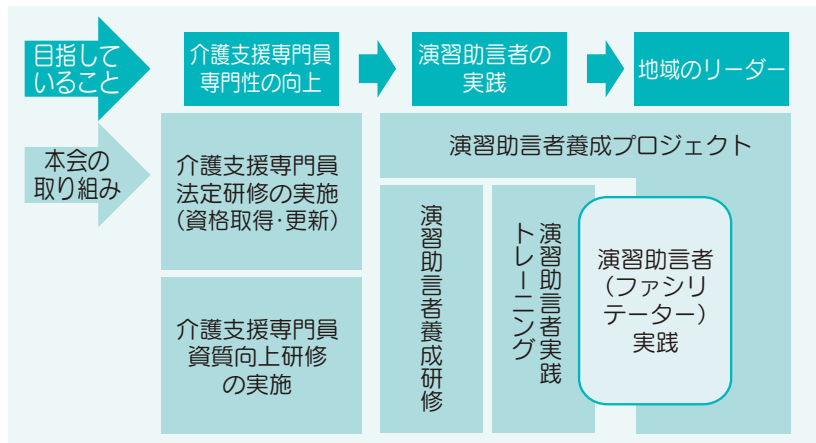
## 演習助言者に求められる9つのこと

- ①各課程の全科目の目的と内容を理解をもって説明をすることができる
- ②省察された実践経験を科目の目標と関連づけて分かりやすく簡潔に伝えることができる
- ③ファシリテーション理論と技術により
  - ・受講者の議論と主体性を促進する助言ができる
  - ・受講者の気付きを促す助言ができる
  - ・限られた時間内に目標地点まで着地することができる
  - ・受講者が安心して意見や考えを表しながら議論できる場をつくらることができる
- ④グループダイナミクスの考え方をもちグループ力動を把握して関わるることができる
- ⑤受講生に寄り添い、適切なコミュニケーションを図ることができる
- ⑥講師や他の演習助言者と積極的な連携関係を築くことができる
- ⑦受講生のロールモデルとなることができる  
(基本的な身なり、姿勢・態度、介護支援専門員としての誇り)
- ⑧受講生の可能性を信じて関わるることができる
- ⑨演習助言者としての事前準備を惜しまず行うことができる

※上記を備えたうえで、ご自身のスタイルや個性は大切に

本会 介護支援専門員ファシリテーター養成プロジェクト作成  
「専門研修課程Ⅱの演習助言者に求められること」を一部修正

## 介護支援専門員ファシリテーター養成プロジェクトで目指すこと



する。この実践を通じて、地域ネットワークのリーダーとしての役割を含め、姿勢やスキルを学ぶトレーニングを実施しました。

養成研修と実践トレーニングを受講した方からは、「受講生がどのような状況に置かれているのかを、表情や感情から把握すること」「グループメンバーがどう捉えているのかを確認し、どういう意図があるのかを分かりやすく説明すること」「自分の言葉で、相手に合わせて伝えること」の

大切さを学び、「そのために学び続けること」の必要性を改めて感じたという感想が寄せられました。

これは、介護支援専門員の本来の役割である、利用者やその家族の状況を把握し、その状況に対する理解度を確認して、意図を分かり易く伝える、というプロセスと通ずるものがあります。さらには、地域のネットワークにおいて、他の専門職や地域住民との関係構築にもつながります。

介護支援専門員の専門性をもって、演習助言者として指導・助言をする役割を担うことで、自身への省察を深めることにつながると同時に、様々な人々と関係性をつくる過程を経ることで、地域包括ケアシステムの充実や地域づくりのための専門性を磨くことになり得ると考えています。

## 自分らしく尊厳ある生活ができる地域を目指して

歳を重ねても自分らしく尊厳ある生活ができるよう、一緒に考えてくれる介護支援専門員が自分の暮らす地域にいたらどうでしょうか。

本会は、介護支援専門員の専門性を学ぶ機会を提供すると同時に、演習助言者養成を通じ、介護支援専門員が地域で活躍できるきっかけを、今後も検討し、実施していきます。

(福祉研修センター)

# 令和6年能登半島地震にかかる本会の県外災害支援活動

(令和6年2月29日時点)

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、新潟県、富山県、石川県、福井県に被害が発生しております。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

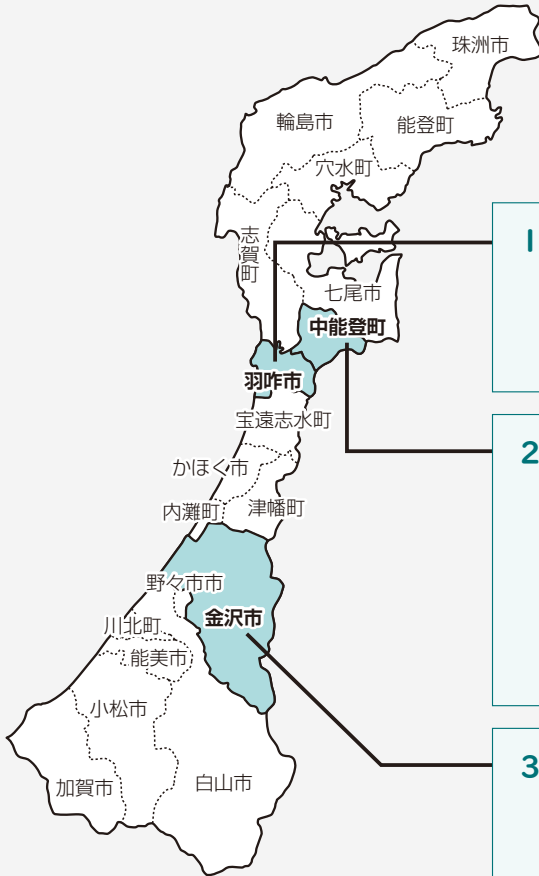
本会においては、県外災害支援体制を講じ、全国社会福祉協議会の要請等により、石川県内に次の支援活動を実施しています。

## 令和6年 能登半島地震の概要

**発生日時** 令和6年1月1日16時10分  
**震源地** 石川県能登地方  
**地震の規模** マグニチュード7.6 (暫定値)  
**震度** 震度7 : 石川県志賀町、輪島市  
 震度6強 : 石川県七尾市、能登町、  
 珠洲市、穴水町  
 震度6弱 : 石川県中能登町、  
 新潟県長岡市

### 災害救助法の適用

新潟県 (14市町)、富山県 (13市町村)  
 石川県 (17市町)、福井県 (3市)  
 ※内閣府 (令和6年2月28日時点) の情報を基に本会作成



## 1. 羽咋市社会福祉協議会への派遣

- 生活福祉資金「特例貸付」にかかる応援派遣は、1月22日から全国で開始されましたが、本会からは職員2名(1月31日から2月2日)を派遣しました。

## 2. 中能登町社会福祉協議会への派遣

- 1月10日から全国応援が開始されていますが、本県では関東ブロック協定に基づき、中能登町に対して2月4日より、本会と県内(政令市含む)の市町村社会福祉協議会の職員を派遣しています。(2月末時点、17名派遣)



## 3. 金沢市内への神奈川DWAT(災害派遣福祉チーム)の派遣

- 国からの各都道府県DWAT派遣依頼により、1月15日に神奈川DWAT本部を神奈川県社会福祉センターに設置しました。
- 1月28日付けで国の災害福祉支援ネットワーク中央センター(全国社会福祉協議会が受託)からの神奈川DWAT派遣依頼があり、神奈川DWATを派遣しています。

【派遣場所】 いしかわ総合スポーツセンター (1.5次避難所)

【派遣期間】 2月1日～2月16日

【派遣人数】 12名 (2月末時点)

※かながわ災害福祉広域支援ネットワーク、神奈川DWATの取り組みは県HPをご覧ください



本会では県外支援に向けて、適宜協議し、対応を図っています。



本会 HP 災害関連情報

## 災害ボランティアセンターの設置状況

(全社協「能登半島地震特設ページ」2月末時点)

新潟県：1カ所 富山県：3カ所 石川県：12カ所

県外からのボランティア募集の地域は限られています。ボランティアの募集状況は、各災害ボランティアセンターHPにてご確認ください。



## 中央共同募金会義援金の募集

義援金は、被災市町村を通じて被災者へ配分されます。



## 厚労省「石川県能登地方を震源とする地震に関する通知・事務連絡等」





## ●県 障害者施策審議会当事者部会が初会合

障害のある人の支援に係る施策について、障害がある当事者自身が話し合う「神奈川県障害者施策審議会障害当事者部会」が1月1日に設置された。1月25日に開かれた第1回審議会には、知的障害や身体障害、難病がある人たちが集まり、県計画の達成度をはかる指標や、県が掲げる「当事者目線」のイメージの伝え方について議論された。



## ●厚労省 女性支援のための特設サイト開設

厚生労働省は1月31日、支援ポータルサイト「あなたのミカタ」を開設した。

「あなたのミカタ」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、DVや性暴力といった問題を抱える女性に、様々な支援情報や近くの相談窓口を掲載する。

<https://anata-no-mikata.jp/>



## ●自殺者2.1万人高止まり、小中高生は507人

1月26日に厚生労働省から「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等」が公表され、令和5年の全国の自殺者数が2万1818人となったことが分かった。令和4年の確定値と比べて61人減り、2年ぶりの減少。22年に過去最多の514人だった小中高生は、7人減の507人となった。



県における自殺対策の取り組みは  
本紙2024年2月号で掲載しています。



## ●県 デフリンピックフェスティバルを開催

県は、(一社)神奈川県聴覚障害者連盟と共催で3月20日に「デフリンピックフェスティバルinかながわ」を開催する。

デフリンピックフェスティバルは令和7年11月の「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025(東京2025デフリンピック)」を盛り上げるために開催される。



## 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和6年度

# ボランティア活動保険

商品パンフレットは  
コチラから  
(ふくしの保険ホームページ)



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

### 保険金額・年間保険料(1名あたり)

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
	特定感染症		補償開始日から補償(*)		
地震・噴火・津波による死傷		×	○		
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
	年間保険料		350円	500円	

\*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。  
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

### <重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



### ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

### 送迎サービス補償

(傷害保険)

### 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

〈引受幹事社〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)  
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店

株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667  
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)





連載

## ハザマの福祉課題

【最終回】特別寄稿

### 生活困窮問題の相貌と生活困窮者自立支援制度の視座

社会福祉法人中心会 理事長 浦野正男



本連載では、生活課題に対応する制度やサービスが広がる中、一人ひとりのニーズに対応できない狭間の課題をテーマに、県内の活動を取り上げてきました。その取材から見えてきたことは、生活基盤の不安定さを抱えながら地域から孤立する人たちの生活と、ご本人に寄り添う断らない相談・支援を実践する現場の取り組みでした。最終回の今号では、厚生労働省「社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会」委員として、制度の見直しの議論に参加された、(福) 中心会理事長の浦野正男さんにご寄稿いただきました。

#### 社会変遷の振り返り

私は令和4年から令和5年にかけて、厚生労働省社会保障審議会の「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の一委員として、社会福祉法人経営者の立場でその審議に参加しました。令和4年12月に「中間とりまとめ」が行われ、令和5年12月には「最終報告」が発表され、さらに、これを受けて生活困窮者自立支援法の改正案が令和6年2月9日に閣議決定されています。

1980年代のバブル経済は90年代に崩壊し、北海道拓殖銀行や山一証券等の大企業の経営破綻に象徴されるような、経済の全般的危機をもたらしましたが、そこから脱するために、民間金融機関に対して政府が公金資金を注入するという前代未聞の政策が実施されました。このような政策に対する社会的批判の中で広がった「自己責任」という言葉は、もともとバブル経済に狂奔した大企業やその経営者層に向けられたものでしたが、いつしか、崩壊のしわ寄せに苦しむ人々、とりわけ社会保障が真っ先に救済するべき生活困窮層の人々に投げつけられるようになり、やがて多くの人々の意識に内面化され、呪縛するキーワードにさ

えなってきました。やや後の出来事ですが、有名テレビタレントの母親が保護受給者であることが報道されるかのようにあげつらわれたのも、そのような人々の意識に規定されたものと言えましょう。2008年のリーマンショックは、1980年代から進行・拡大していた雇用の不安定化とあいまって、派遣切り、雇止め等を顕在化させ、多くの人々の生活を脅かしました。東京の日比谷公園に「年越し派遣村」が出現したのは、その年の暮れでした。さらに2011年の東日本大震災を経て、貧困、生活困窮はもはや、決して過去の歴史上の事象ではなく、多くの人々にとって、明日は我が身の切実な問題、ふつうの市民の生活と地続きの問題として浮

上してきましたが、同時に人々の意識に内面化された、社会保障とりわけ生活保護を白眼視する社会の空気も根強く残っていました。生活困窮者自立支援制度の視座 こうした社会と歴史を背景に、2013年に第二のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援法が成立しました(施行は2015年)。第二のセーフティネットというように、生活困窮状態にある人々に支援を届けることによって生活保護に至る前に自立を助けることが制度の基本的な建付けですが、法の精神は決して、要保護階層・困窮階層・一般階層のように、人間を輪切りにして捉えるような浅薄なものではなく、すべての人々を地域社会の一員として包摂する「地域共生社会づくり」という、壮大な社会的チャレンジの「環」のひとつと見ることができます。それは、生活困窮が社会的孤立と通底するものと理解されるからです。たとえば、住宅は人々の生活の土台をなすものですが、単に住宅というハコを確保するだけでは足りません。その住宅を土台として、その人に適した仕方で、社会(他者)とのつながりを持てるようにする支援が必要で、また、そのためには家事

をはじめとする日常生活が支えられることも必要です。かつては、これらの支援は、人が障害者、要介護者等にカテゴリー化されなければ届きにくいものでしたが、それらのカテゴリーの枠外にも支援を必要とする人々が多くなります。

あるいは、就労は人の経済的自立の土台ですが、多くの人々にとって社会（他者）とのつながりを築く通路でもありません。ですから、就労支援は経済的自立を視野に入れたつても、それだけにとらわれない、社会とのつながりを築くための支援のひとつ、たとえカネにはつながらなくても就労すること＝直接・間接に社会（他者）とつながること自体の支援と理解されます。

こうした支援の入り口が断然ない〴〵伴走型〴〵の自立相談支援です。さまざまな法制度は、その対象を特定し、行う事業を特定します。縦割りの制度別の機関は、個々の市民の求めについて、法令の条文に照らして可否を判断しますが、市民の求めの後背にあるさまざまな苦悩に思いを馳せることはせず、典型的に切り出すことが可能なニーズに対応することにとどまりがちです。しかし、生活困窮の問題はそれに反して、極めて不定型で個別的な姿形として存在します。それは当事者自身にも言

語化が著しく困難でさえあります。ですから、自立相談支援の窓口が「それはできません」と相談を断るようではその先の支援には結びつきません。一人ひとりの市民が抱える困窮の構造を解き明かし、課題を解きほぐすとともに、生活困窮者自立支援

制度の各事業はもとより、あらゆる制度・施策を使い尽くし、〴〵ないものをつくる。ことまでを視野に入れて、伴走あるいは寄り添ってゆく相談支援が求められます。

### 生活困窮者支援と社会福祉法人

冒頭私は「社会福祉法人経営者の立場でその審議に参加しました」と述べましたが、社会福祉法人は社会福祉法で「社会福祉事業の主たる担い手」とされています。そして、社会福祉事業の原点が生活困窮者支援であることは、まぎれもない歴史的事実です。そのような原点を持つ社会福祉法人は、生活困窮者支援にどのようなにかかわり、貢献するべきでしょうか。

第一は、現在の事業の延長線上にある課題に着目することです。たとえば保育所は、制度によって切り出された保育というニーズに対応する事業を行なっています。地域社会には保育の延長線上に子育てに関する多種多様な課題があるでしょう。

第二には、自己が保有する資源に着目することです。保育専門職集団という人的資源、園舎・園庭などの物的資源を、制度によって切り出された保育ニーズの縁辺にある地域課題の解決に活用することが考えられます。

第三には、地域の社会福祉法人が（社会福祉法人に限定する必要はありませんが）、連携・共同して、それぞれの強みを生かし合い、弱みを補い合う視点を持つことができるのではないかと思います。

社会福祉法人が自らのポテンシャル

を大きく発揮することは、生活困窮者自立支援法が期待するところだと思います。

### まとめ

さまざまな法律・制度が縦割りに分立し、それぞれの法律・制度が人間の生活から切り出し可能なニーズに対応して自己完結するのではなく、人間の生活の全体像から出発し、すべての人間を地域社会に包摂する「地域共生社会づくり」の理念を実現するための、ひとつの〴〵環〴〵が生活困窮者自立支援制度なのだと思います。

社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会）  
最終報告書は厚生労働省HPをご覧ください



## 連載「ハザマの福祉課題」

### 第1回 (2023年10月号)

更生保護と福祉の連携を、一人ひとりの生き方に寄り添って  
- 更生施設甲突寮・更生保護施設横浜力行舎（横浜市）

### 第2回 (2023年11月号)

社会のハザマにある人を支援する  
- 神奈川県地域生活定着支援センター（横浜市）

### 第3回 (2023年12月号)

困難な課題を抱える女性と子どもへの支援の現状  
- 母子生活支援施設

### 第4回 (2024年2月号)

住まいの課題を抱える人への支援  
- 居住支援団体  
(公社)かながわ住まいまちづくり協議会(横浜市)  
(N)ナレッジ・リンク(相模原市)  
(株)トータルホーム(厚木市)



バックナンバーはHPより



# 私のおすすめ

CHECK!

◎このコーナーでは、子育てや障害、認知症・介護当事者等の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

## 本箱の中の親友たち

人生は山あり谷あり。心が打ちひしがれる時や人生に行き詰まりを感じる時もあることでしょう。

そのような時、「本」を読んでみませんか。

私が苦難に陥っていた時などに、そっと寄り添い、心の奥の深いところに響きを届け、ゆっくりと「答え」を見つけることの支えになった、親友とも呼べる「本」を紹介します。(フルリール 代表)

### ❖ 『悲しみの秘義』

批評家、随筆家であり、最愛の妻を亡くした悲嘆を背負った筆者によるエッセイ集。

「人生は一切皆苦、四苦八苦」とお釈迦様は説きました。

私自身、これまでの人生を振り返ると、様々な苦難の体験があり、まさにそのとおりであると感じています。

この瞬間、悲しみを背負って歩いている人々がいます。それは今のあなたかもしれませんし、これからのあなたかもしれません。「悲しみを背負って歩く者には勇気の魂が宿っている」と筆者は語り、生きていく上で避けることのできない悲しみは、忌むものではなく、新しい生の幕開けへの扉を開く手掛かりなのだ。この本は教えてくれました。

筆者の悲嘆の体験や、宮沢賢治、リルケ、プラトンの、死や孤独についての言葉も心に響きます。

悲しみの淵に佇んでいる時、手に取っていただきたい一冊です。



### ❖ 『ライフ・レッスン』

アメリカの精神科医であり、終末期医療の先駆者キューブラー・ロスによる著作。

著者は代表作である『死の瞬間』(この本もお勧めです)で、死にゆく患者200人との対話を通じて、死の受容の5段階プロセスを発見し、「死の受容モデル」として提唱しました。『ライフ・レッスン』は、死に深く真摯に向き合ったキューブラー・ロスだからこそこの「本当に生きるための」15のレッスンが記されています。

生きる上で誰もが遭遇する15の困難や課題に対する向き合い方を、筆者の体験や他の方々のエピソードも加え説明しています。多くの人は死を目前にして、生の大切さを知ることになります。「それならば、今この時から『本当に生きる』ためのレッスンを始めましょ



今月は

⇒ **フルリール** がお伝えします!

発達障害(自閉スペクトラム症、ADHDなど)の特性を持つパートナー(診断・未診断を問いません)や親、きょうだいとの関係に悩むカサンドラ症候群当事者とその家族への支援組織。セルフヘルプグループ活動(かたりば)、専門家を招いての勉強会、交流会等を実施しています。

〈連絡先〉

Mail fleurir.since2014@gmail.com

URL <https://fleurirkanagawa.blog.fc2.com/>



う」と著者は語りかけてきます。そして、過去に困難や課題に遭遇した時に、どのように対峙して何を学んできたのか、これから自分が実際に遭遇した時に、どのように対峙し何を学ぶのかを問うてきます。

人生の真実や本質を、じっくりと自分と向き合う時間の中でゆっくりと導き出してくれる本であり、そのこと自体がレッスンなのだと感じました。

「本当に生きる」人生を味わいたい方におすすめします。

### ❖ 『みち』

子どもだけではなく大人にもファンが多い絵本作家五味太郎さんの50年前のデビュー作。

この絵本には、せまいみち、ひろいみち、その他色々な「みち」が描かれています。

25年ほど前にこの絵本に出会ったのは、子どもと行った図書館でした。子どもに読み聞かせをしたことを覚えています。

最近、書店でこの絵本が目にとまり、懐かしく手に取ってみました。そうすると、「みち」と「自分の人生の歩み」が重なり、安全なみちもあれば、がけっぴちのみちなど色々なみちを歩いてきたこと、別れみちでは進む方向を迷ったことなどの様々な出来事が走馬灯のように思い出され、あの頃とは違う感情や気づきが私の中に生まれてきたのです。

色々なみちを歩く(時には立ち止まることも含めて)からこそその実りと、人生への賛歌のメッセージを感じました。

読み手の年代や状況によって感じ方は様々であると思いますが、自分で自分の生き方を決めチャレンジすることの勇気や愉しさを教えてくれる一冊であると思います。



『悲しみの秘義』若松英輔著・文春文庫

『ライフ・レッスン』エリザベス・キューブラー・ロス、デーヴィッド・ケスラー著・KADOKAWA/角川文庫

『みち』五味太郎著・福音館書店



## 誰もが自分らしさを大切にできる地域をつくるために

### 更生福祉施設協議会「地域福祉推進を考えるセミナー」開催

更生福祉施設協議会では、令和6年1月30日に「地域福祉推進を考えるセミナー」を神奈川県社会福祉センターにて開催。誰もがその人らしく暮らせる地域づくりを皆でめざす今、私たちが取り組むことについて考えようと、地域で孤立する人とその回復に着目し、基調講演と生きづらさと共に生きる人を支える施設からのレポートを通し、学びを深めました。



福祉施設、社協、行政や学生、自治会、保健所、保護観察所、民生委員児童委員、ヘルプ・グループ等から67名が参加

基調講演で白井正樹さん（県立保健福祉大学名誉教授）は、中世ヨーロッパ時代、キリスト教の教区を礎とする生活圏（コミュニティ）が、災害や情勢により変容した歴史から「集団の変化により生じる課題を、その時に合わせた形で解決する方法が必要」と話し、

「人は社会関係性の中で役割を持ち、参加し、集団の一員として位置づけることが求められている。孤立しないよう、親しい間柄によるつながり（親密圏）に参加していくことが大切。誰もが自分に合った場で社会関係性を作り出せるよう、疎外されている人々のニーズを踏まえ、様々な親密圏を緩やかな関係性の下で地域社会に展開していく努力が地域福祉関係者に期待されている」とまとめました。

### 生きづらさをコントロール向き合う各施設からのレポート

#### ◆横浜市生活困窮者自立支援施設「はまかせ」生活支援員・折居史章さん

アルコールやギャンブル、生活の破綻に至った行為も、ストレスが掛かる生活環境から止めることが難しい。信頼関係を築き、本人の意思に基づき支援を進めるが、本人が路上生活を選ぶこともあり、難しさを感じる。当施設での支援は最長6カ月。その後の支援を引き継ぐ他機関との連携が重要。

#### ◆アルコール依存症回復施設「寿アルク・グループホーム本牧荘」施設長・加藤靖さん

生きづらさを隠すためにお酒を飲んできたが、お酒を飲まなくても何かができることを寿アルクで学んだ。グループホームは、依存症で孤立していた人同士が協力して生活する場。一人ひとりが焦らず自分のペースで回復するよう支援している。

#### ◆更生保護施設「横浜力行舎」施設長・中村和之さん

刑務所から釈放された人たちの再犯防止と自立を目指す更生保護施設の利用者の多くは、偏見により周囲から孤立し、また、服役中に住民票の除籍や運転免許証の失効など身分証明の類を失っており、契約行為や口座開設、就労、住居確保等が難しく、不安定な生活で再犯のリスクが高まる。更生支援について地域の理解は得難いが、一人ひとりの「生きづらさ」の支援から、社会そのもののあり方を考えていく必要性を感じている。

#### ◆依存症回復施設「川崎マック」施設長・青木知明さん

元暴力団構成員で、アルコールと薬物の依存症者。悪いことを全てやって刑務所に入り、出所後、依存症回復施設につながった。マックに受け入れてもらい、似たような経過をたどっている仲間に出会った。偏見なく受け入れてもらえる場所ができたことが大きい。

#### ◆女性のギャンブル依存症者のための通所施設「デイケアセンターぬじゅみ」施設長・金山歌代さん

子どもの頃から困っても助けを求めることができなかった。そうした氣質がギャンブルを増長させていたことを、ぬじゅみのプログラムを実践することで気付いた。ギャンブルを止め続けるためには、施設の外でも地域とつながっていくことが大切だと思う。

### 自分のままでよい場の大切さ

後半のディスカッションでの「どのような社会であれば生きづらさを感じなくなるか」という問いに各登壇者は「居場所があること」と回答。「多様性を認めていくこと」（折居さん）、「生きづらさをバネに生きていける、認め合う関係性」（加藤さん）、「居てもいいと思える場所。それはハード面に限らず、また人の場合もある」（中村さん）、「安心できる居場所と共に、共存していける信仰」（青木さん）、「苦しいと言っている人に小さくても場を開いていきたい」（金山さん）と応えました。

更生福祉施設協議会では、今後もこうした共有と学びの機会を通して、豊かな地域福祉の実現を目指します。

（福祉サービス推進課）

### 役員会のうごき

- ◇理事会＝2月21日(水) ①正会員の入会②県社協活動推進計画(案)③職務権限規程の一部を改正する規程(案)④評議員選任・解任委員会規程の一部を改正する規程(案)⑤評議員会の招集

### 新会員紹介

【施設部会】特別養護老人ホーム草の家ひだまり

### 寄附金品ありがとうございました

- 【県社協への寄附】古積英太郎、(生協)ユーコープ・かながわ県本部
- 【交通遺児等援護基金】(株)エスホケン
- 【子ども福祉基金】(株)エスホケン、脇隆志
- 【ともしび基金】中区浴場組合、(福)日本医療伝道会総合病院衣笠病院(匿名含め、合計11件1,669,045円)
- 【寄附物品】湘南弦楽合奏団、神奈川日産自動車(株)
- 【ライフサポート事業】〈寄附物品〉(N)セカンド・ハーベストジャパン(いずれも順不同、敬称略)



児童福祉施設協議会へ絵本の寄贈や野球観戦の招待等をいただき、令和5年12月18日、横浜幸銀信用組合 呉龍夫理事長(左)に感謝状を贈呈



児童福祉施設協議会へおせち料理の寄贈をいただき、令和6年2月2日、(株)SL Creations 佐藤健代表取締役社長(右)に感謝状を贈呈



児童福祉施設協議会・母子生活支援施設協議会へ寄附をいただき、令和6年1月29日、神奈川県民共済生活協同組合 鈴木敏雄常務理事(中央)に感謝状を贈呈



養護老人ホーム白寿荘へ車いすを寄贈いただき、令和6年2月24日、神奈川日産自動車(株)高木恵一代表取締役社長(右から3番目)に感謝状を贈呈



長きにわたりともしび基金へ寄附いただき、令和6年1月31日、妙深寺婦人会の皆様を代表して兼子清頭参与(左)に感謝状を贈呈



県内児童福祉関係施設等へクリスマスケーキ、スポーツ観戦チケット等を寄贈いただき、令和6年2月27日、神奈川トヨタ自動車(株)高山雅光常務取締役(右)へ感謝状を贈呈



市町村社協に寄附をいただき、令和6年2月29日、生活協同組合ユーコープ 渡邊敬弓理事(中央)、井上絵美理事(左)に感謝状を贈呈

## 機関紙づくりと広報戦略で 神奈川からより良い社会への歩みを推し進めます

おまかせください 社会福祉協議会様の広報誌づくり

広報誌づくりの実績多数ございます。

広報誌のデザイン・編集サポート、各種印刷からウェブサイトの作成・管理など、広報全般

思いを届けるお手伝いをしてまいります。

### きかんし印刷

株式会社神奈川機関紙印刷所  
〒236-0004 横浜市金沢区福浦2-1-12  
代表 TEL(045)785-1700 FAX(045)784-6902  
製作受付 TEL(045)785-1766 FAX(045)780-1598

(広告)

## 一社会福祉施設の設計監理一 株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪2-16-53-5階  
Tel 03(3449)1771(代) / Fax 03(3449)1772  
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp  
URL http://www.yasue-sekkei.co.jp/

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・  
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

(広告)

## 印刷のことならおまかせください

ポスター・パンフレット  
記念誌・各種伝票  
封筒・DM発送代行  
イラスト作成

なんでも  
ご相談ください



### 株式会社 あんざい

横浜市港南区下永谷3-24-29  
TEL 045-822-8497  
E-mail anzai@p-anzai.jp  
http://www.p-anzai.jp

あんちゃん

(広告)



本会への応援に感謝いたします

【賛助会員】

本会事業の趣旨に賛同、ご入会いただいた企業・団体等

▽(株)エコー▽(株)エコス▽湘南信用金庫▽(株)大相建設▽(株)石井商事▽向洋電機土木(株)▽(株)アレーター▽帝国通信工業(株)▽(株)あんざい▽(有)湘南仲介センター▽富士屋ホテル(株)▽(株)川熱▽旭建設(株)▽神奈川県信用金庫協会▽(株)桐ヶ谷工業所▽清美工営(株)▽(株)ねずらむ▽(株)柏苑社▽明誠建設(株)▽東建設(株)▽(株)ベストライフジャパン▽(株)ハマデン▽(株)八雲堂▽東洋羽毛首都圏販売(株)横浜営業所▽日経管財(株)▽東京ガスライフバル飯田(株)▽(一社)生命保険協会神奈川県協会▽東京ガスエコモ(株)▽(株)栄和産業▽(株)栄港建設▽(株)ジャルダン・シュクレマ紡永工業(株)▽(株)セントラルホール横浜葬儀社▽キョーデン設備(株)▽(有)神原興業▽かながわ信用金庫▽(株)日立ゆうあんどあい▽(株)鈴木油脂▽(株)わくわくワーク大石▽(株)トミヤ▽(株)トシダ▽(生協)ユーコープ▽(株)トモズ▽山口一薫▽(一社)神奈川県指定自動車教習所協会▽(税)八木会計▽(株)日建産業▽共和興業(株)▽オール・レンタル(株)▽(株)ホテル、ニューグランド▽ペーパードライバー講習(同)▽鈴木邦男

【部会事業協力者】

各種招待行事・寄付等、本会部会事業にご協力いただいた企業・団体等

▽KCJ GROUP(株)▽(公財)資生堂子ども財団▽(公財)ポーラ美術振興財団ポーラ美術館▽横浜西ロータリークラブ▽横浜戸塚西ロータリークラブ▽(公財)神奈川新聞厚生文化事業団▽(一社)神奈川県養豚協会▽神奈川トヨタ自動車(株)▽(公財)報知社会福祉事業団▽関東アイスクリーム協会▽横浜幸銀信用組合▽神奈川県労働者福祉協議会▽(株)カレンズ▽新日本カレンダー(株)▽(株)杉本カレンダー▽(福)テレビ朝日福祉文化事業団▽湘南弦楽合奏団▽(株)SL Creations▽(認N)ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン▽(一財)ゼンショーかがやき子ども財団▽全国共済神奈川(生協)▽(株)ツルハホールディングス▽クラシエ(株)▽厚木愛甲地域労働者福祉協議会▽(一社)生命保険協会神奈川県協会▽(N)日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」▽神奈川日産自動車(株)▽(一社)神奈川県自動車会議所▽(株)クラシカルエルフ▽神奈川県民共済(生協)▽(一社)miraie▽(一社)初代タイガーマスク後援会▽(一財)明治神宮崇敬会▽(一社)日本塗装工業会神奈川支部▽神奈川昭和会▽(公財)オリックス宮内財団▽(有)アイエムシー音楽出版▽(生協)ユーコープ・かながわ県本部▽(株)セブン-イレブン・ジャパン

(いずれも順不同、敬称略)

令和6年度  
社会福祉施設  
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、  
障害者支援施設、  
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で  
充実補償をご提供します！

◆加入対象は、社協の会員である  
社会福祉法人等が運営する社会  
福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償 (賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償 (A型)	見舞費用付補償 (B型)
賠償事故	身体賠償 (1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償 (1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額 (期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失 (期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償 (期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用 (期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用 (1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

保険期間 1年

▶ 年額保険料 (掛金)		
	定員	基本補償 (A型)
補償本 (A型)	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用 (B型)	基本補償 (A型) 保険料	+
		【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約 (賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険) です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉  
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11446より抜粋)





## 特殊詐欺撲滅をテーマに防犯寸劇

横浜市防犯功労者表彰受賞

市民団体「お笑いジーバー劇団」(横浜市鶴見区)

### 寸劇で詐欺撲滅を啓発

警察庁によると、電話などで嘘をつき、お金をだまし取る特殊詐欺は、令和5年の被害が1万9,033件と、過去15年で最多でした。被害額は441億2千万円と2年連続で増えています。このような特殊詐欺から被害を防止するために、寸劇を通して楽しみながら詐欺手口を学べる活動をしているのが「お笑いジーバー劇団」です。

座長の梶朋広さんは高校時代から演劇を始め演劇の楽しさを知りました。その後、鯨職人の道へ進みましたが、演劇への熱意は冷めず、自ら社会人サークルを作ったり、子ども劇団を立ち上げたりして演劇を楽しんでいました。

そんな時に、お店の常連客から、高齢者福祉施設に入居する家族を演劇で楽しませて欲しい、と頼まれました。そこでコントや楽器演奏などで、周りを笑顔にしていく楽しみを感じながらの慰問活動が始まりました。その後、メンバーが入れ替わり、現在の「お笑いジーバー劇団」が誕生しました。



座長の梶朋広さん

そして令和2年2月、県警が主催した「防犯寸劇」コンテストで見事に優勝しました。詐欺の被害に遭わないためのポイントを、寸劇でユーモアを交えて紹介し、県警幹部らによる審査員票、一般の方の票ともに最多得票を獲得しました。これをきっかけに、その後の高齢者施設慰問の際にも防犯寸劇を交えるようになりました。また、コンビニ店長会議で披露したことがきっかけで、実際に特殊詐欺を防ぐことができた店もあり、鶴見警察署から感謝状が贈呈されました。

詐欺に引っ掛からないポイントをお聞きすると「電話でお金のお話が出たら、ちょっと待つ、話を遮る、そして電話を切って誰かに相談することが大事」と話してくれました。「しかし、詐欺師も俳優と同じで話がうまい、頭がいい」。だからこそ、一層注意が必要、と教えてくれました。

梶さん自身は詐欺師の手口を警察のホームページや動画などで日々学びながら寸劇で伝えています。このような活動が評価され、令和5年12月、横浜市防犯功労者表彰を劇団が受賞をしました。

### 笑い溢れる高齢者施設の慰問

お笑いジーバー劇団は団員が8名、平均年齢は約75歳。取材をした

日は、翌週の高齢者施設慰問に向けた最後の練習日でした。全員で発声練習から始まり、高齢者向けの昭和歌謡、三味線、ギター演奏、そしてコントと演目ごとに通して練習が進められました。途中、周りから「かっいいい!」「もっとしぶく」と掛け声があり、梶さんからの台詞の間合いなどのアドバイスも交じりながら、真剣な練習が続きました。

今後の目標については「演劇を通じて得られる表現力、会話力、社会性を多くの子どもや若者にも経験して欲しい。演劇は学びの場です」と言い「若い人もぜひメンバーになって欲しい」と呼びかけました。

「お笑いジーバー劇団」の活動は多くの高齢者の笑いを生み、楽しみながら特殊詐欺を防ぐという社会貢献にもつながっていくことでしょう。実際の演技をぜひSNSでご覧ください。(企画課)



練習風景

お笑いジーバー劇団  
フェイスブック  
<https://www.facebook.com/YOKOHAMAGB/>



### 医療・福祉界の健全発展に資することが私たちの使命です。

医療・福祉業界の皆さまが抱える様々な問題の解決に向けて、経営コンサルティング・税務会計・会計監査などのサービスを総合的に提供できる体制を整備しております。

- ◆ 福祉経営・医療経営コンサルティング
- ◆ 福祉施設・医療機関への人事コンサルティング
- ◆ 福祉施設・医療機関に特化した税務会計・代行
- ◆ 福祉施設の第三者評価事業 など

福祉施設の皆さまが地域のニーズに応え、時代や政策に適切に対応できるようご支援します。お気軽にご相談下さい。



### 川原経営グループ

株式会社川原経営総合センター  
税理士法人川原経営  
行政書士法人川原経営  
社会保険労務士法人川原経営

〒140-0001 東京都品川区北品川4-7-35  
御殿山トラストタワー9階  
TEL (03) 5422-7670  
E-mail: info@kawahara-group.co.jp  
URL: http://www.kawahara-group.co.jp/



川原経営グループ 検索



(広告)



「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

【発行日】2024(令和6)年3月15日(毎月1回15日発行)

【編集発行人】新井隆

バックナンバーはHPから

ご意見・ご感想を  
お待ちしております!→



【発行所】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

【印刷所】株式会社神奈川機関紙印刷所

神奈川県社協

検索

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17-2 ☎045-534-3866

FAX 045-312-6302

Mail kikaku@knsyk.jp

<https://form.gle/74aewHkEtzQ9ybJQ8>